令和4年6月 国 税 庁

特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の方へ

1 識別符号の設定について

貴社(殿)が免税販売手続を委託する「大規模小売店舗を特定商業施設とする免税手続カウンター」を設置している承認免税手続事業者が、当該免税手続カウンターを「商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンター」とする承認を新たに受けました。したがって、貴社(殿)が経営する手続委託型輸出物品販売場の所在する特定商業施設の区分も変更となります。

特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する手続委託型輸出物品販売場については、既に許可を受けている「大規模小売店舗を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場」(以下「旧販売場」といいます。)の許可の効力が失われ、「商店街の地区等を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場」(以下「新販売場」といいます。)として新たに許可されたものとみなされますので、識別符号が新たに付番されます。

したがって、同封の新販売場に係る「輸出物品販売場識別符号通知書」に記載の識別符号を新たに設定し、国税庁に購入記録情報を送信してください。

なお、今後はこれまで使用していた旧販売場に係る識別符号を使用することはできませんので ご留意ください。

また、購入記録情報を承認送信事業者が代理送信する場合は、新たに付番された識別符号を当該承認送信事業者にお知らせください。

2 クライアント証明書の取得について

旧販売場についてクライアント証明書の発行を受けている場合、当該クライアント証明書は失効するため、新たにクライアント証明書を取得する必要があります。このお知らせ文に同封の「免税販売管理システムへの購入記録情報の送信に向けた準備等について(お知らせ)」の「3 クライアント証明書の取得について」を参照の上、送信機器にクライアント証明書をインストールしてください。

なお、当該手続について、所轄の税務署から連絡する場合があります。

内容についてご不明の点がありましたら、担当部門にお問い合わせください。

(参考) 免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合の 手続

既に大規模小売店舗を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている場合には、免税 販売手続を代理させている承認免税手続事業者が特定商業施設を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更 する承認を受けることにより、当該販売場は商店街の地区等に所在する販売場として免税販売手続を代理さ せることができます。

引き続きその承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させるためには、当該承認免税手続事業者が引き 続き免税販売手続を代理することに同意する旨の書類を当該承認免税手続事業者に提出する必要がありま す。

	課税第 部	門
担当部門	電話 一	_
	内線()